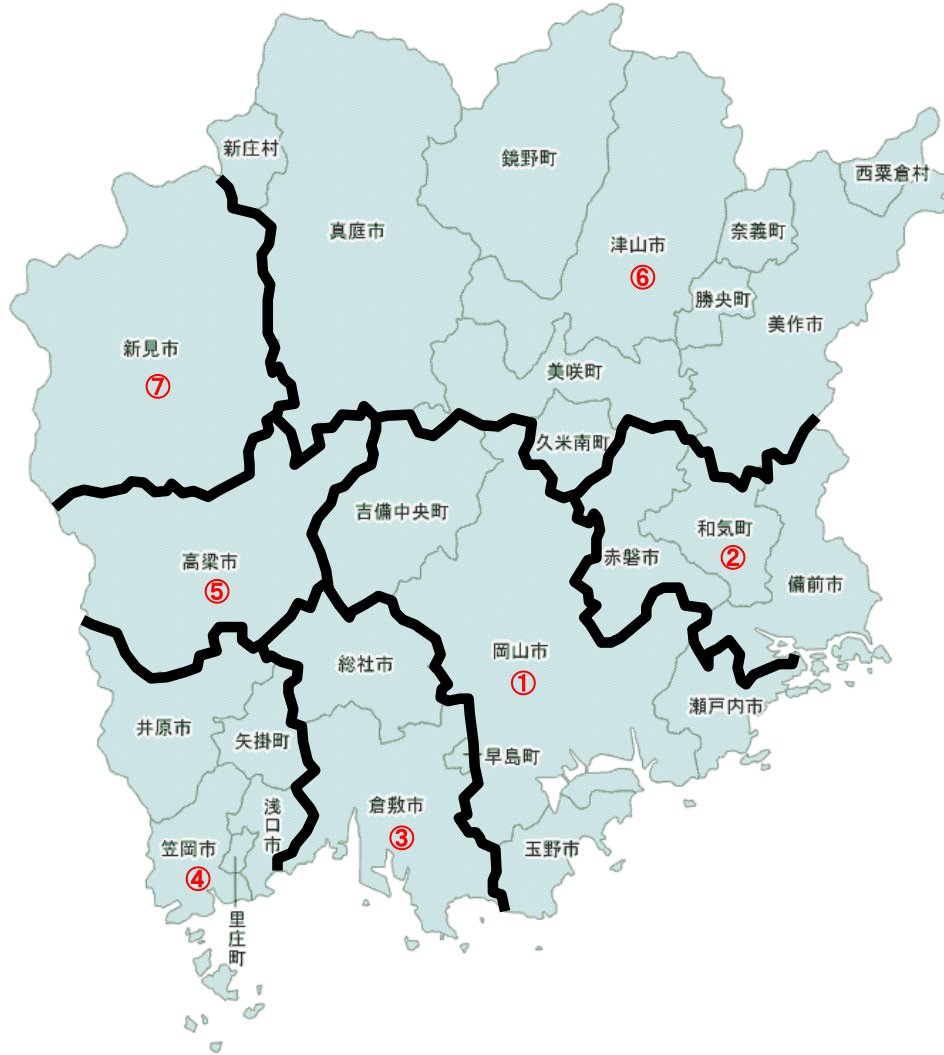


岡山県林地開発許可申請の手引

(令和5年4月)

岡山県農林水産部治山課

林地開発相談窓口



相談窓口	担当エリア	住所	電話番号	
備前県民局	森林企画課 森林保全班 ①	岡山市、玉野市、瀬戸内市、 吉備中央町	〒700-8604 岡山市北区弓之町 6-1	直通 (086) 233-9832
	東備地域森林課 ②	備前市、赤磐市、和気町	〒709-0492 和気郡和気町和気 487-2	直通 (0869) 92-5166
備中県民局	森林企画課 森林保全班 ③	倉敷市、総社市、早島町	〒710-8530 倉敷市羽島 1083	直通 (086) 434-7052
	井笠地域森林課 ④	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、 矢掛町	〒714-8502 笠岡市六番町 2-5	直通 (0865) 69-1631
	高梁地域森林課 ⑤	高梁市	〒716-8585 高梁市落合町近似 286-1	直通 (0866) 21-2847
美作県民局	森林企画課 森林保全班 ⑥	津山市、真庭市、美作市、新庄村、 鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、 久米南町、美咲町	〒708-8506 津山市山下 53	直通 (0868) 23-1384
新見市役所	林業振興課 ⑦	新見市	〒718-8501 新見市新見 310-3	直通 (0867) 72-6134

目 次

1	林地開発許可制度の概要	1
2	林地開発の許可申請	3
3	林地開発許可制度の体系図	4
4	森林法、森林法施行令、森林法施行規則（抜粋）	5
5	岡山県林地開発許可に関する規則	7
6	開発行為の技術基準	10
7	観測所位置及びティーセン分割図	23
8	確率別降雨継続時間～降雨強度曲線数一覧表	24
9	林地開発許可申請書作成について	25
10	岡山県林地開発許可に係る周辺住民への説明手続について	32
11	岡山県林地開発工事仕様書	33
12	林地開発許可後の留意事項	34
13	様式	35

林地開発許可制度の概要

1 はじめに

森林は、木材の供給源であるほかに、土砂崩れや洪水などの災害を防止し、人びとに憩いの場を提供し、清い水や空気を与えるなどの公益的な機能を持っています。しかし、昭和40年代後半以降、わが国の経済の成長、都市化の進展、余暇の増大に伴うリゾート開発などの社会経済情勢の変化に伴い、開発行為に無秩序なものが見られ、地域社会において種々の問題が発生しました。

このため、森林を開発する際には、森林が持つ機能を阻害しないよう適正に行うことが必要であるとの観点から、昭和49年から森林法のなかに“林地開発許可制度”が導入されました。

この制度により、知事の許可を受けなければ一定規模を超える森林の開発ができなくなり、森林の乱開発を防止し、森林の持つ公益的機能を維持しながら県土の適正な利用を図っています。

2 制度のあらまし

(1) 林地開発許可の対象となる森林

林地開発許可の必要な森林は、森林法に基づく地域森林計画の対象民有林（公有林を含む）です。ただし、森林法により指定された保安林や海岸法により指定された海岸保全区域内の森林は除かれます。

地域森林計画の対象民有林は、開発地を管轄する各県民局・各地域事務所に備えてある森林計画図で確認できます。

(2) 林地開発許可の必要な開発

林地開発許可を必要とする開発行為は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為」で、その規模は次のとおりです。

- ① 道路だけをつくる場合には、幅員（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）が3メートルを超え、かつ、その面積が1ヘクタールを超えるもの。
- ② 太陽光発電設備を設置する場合には、その面積が0.5ヘクタールを超えるもの。
- ③ その他の場合には、その面積が1ヘクタールを超えるもの。

(3) 許可基準

開発行為が次の4つの基準にあてはまると認められたときに限り許可されます。

- ① 森林の持つ災害防止の働きが、開発することによって失われ、土砂の流出や崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。
- ② 森林の持つ水害防止の働きが、開発することによって失われ、水害を発生させるおそれがないこと。

③ 森林の持つ水源涵養^{かん}の働きが、開発することによって失われ、水の確保に著しい支障をきたすおそれがないこと。

④ 森林の持つ環境保全の働きが、開発することによって失われ、環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

(4) 許可制の適用除外

① 国又は地方公共団体が行う場合。

② 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合。

③ 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行う場合。

※ 国又は地方公共団体が行う場合及び農林水産省令で定める事業を行う場合は、その事業者は林地開発許可制度の趣旨に沿った開発行為となるよう、管轄の県民局（地域事務所）、新見市内の場合は新見市と連絡調整を行います。

(5) 開発行為の中止・復旧等

次のいずれかに該当する場合、知事は開発の中止や復旧を命ずることとなり、これに違反した場合は罰せられることとなります。

① 許可を受けずに開発をした場合。

② 許可条件に違反して開発をした場合。

③ 偽りその他の不正な手段により許可を受け開発をした場合。

(6) 開発行為の許可の取消

次のいずれかに該当する場合、開発行為の許可を取り消す場合があります。

① 許可に附した条件を遵守しないとき。

② 命令に違反したとき。

③ 計画書の内容を遵守しないとき。

④ 偽りその他の不正な手段により許可を受けたとき。

[参考]

「伐採及び伐採後の造林の届出」について

地域森林計画の対象となっている森林の立木を伐採するときは、伐採を始める90日前から30日前までに「伐採及び伐採後の造林の届出」を市町村に提出しなければなりません。ただし、林地開発の許可を受けたときはこの手続きは不要となります。

林地開発の許可申請

1 申請の前に留意すること

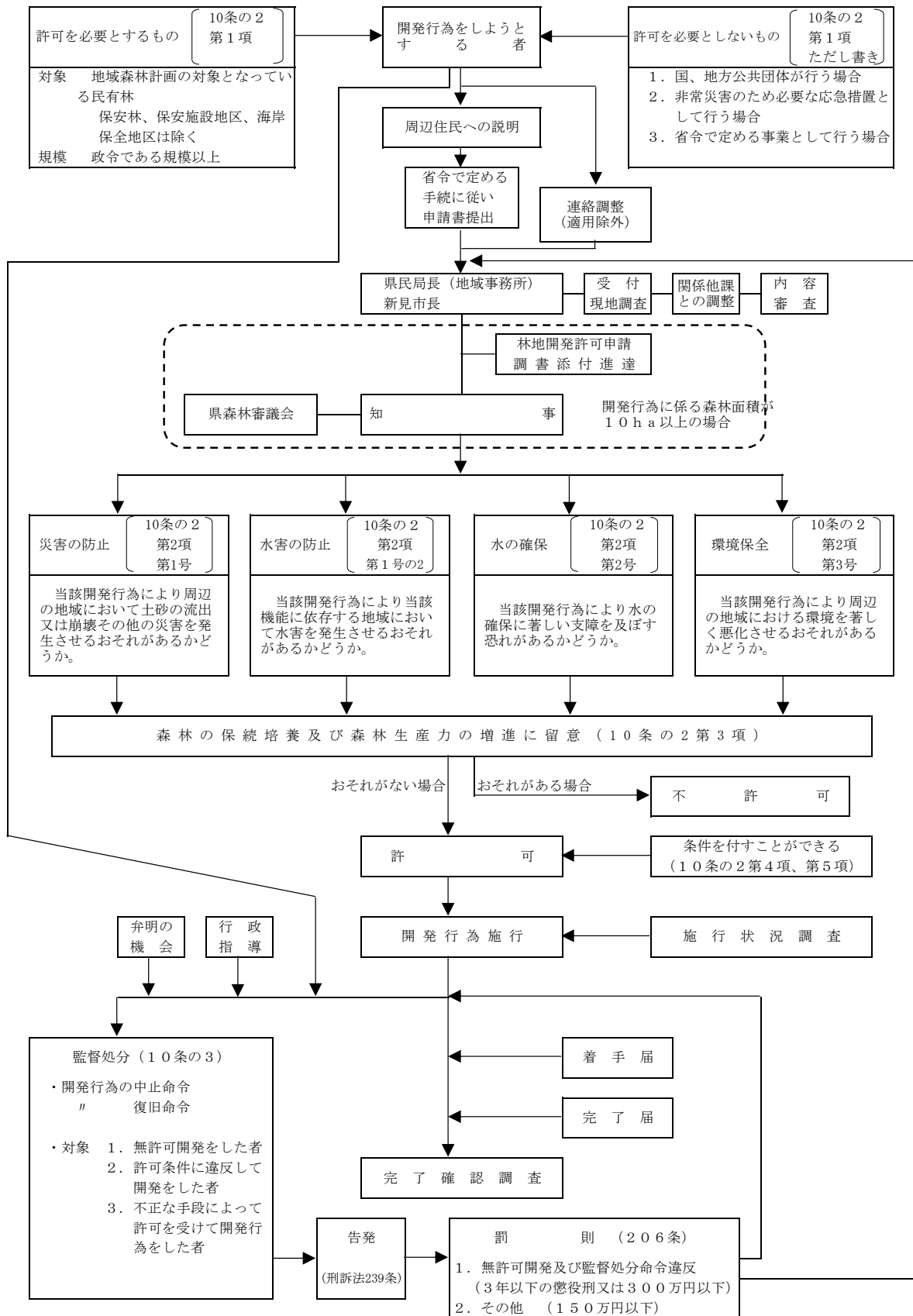
- (1) 開発行為の施行の妨げとなる権利（所有権，地上権，賃借権等）を有する者の同意書が必要です。
- (2) 開発区域から直接放流する河川及びその他の取・排水施設等の管理者の同意書が必要です。
- (3) 開発行為に係る森林区域等に隣接する土地の権利者の境界確認書が必要です。（ただし、国土調査等により境界が明確になっている場合は除きます。）
- (4) 周辺住民に対して、開発行為への理解を深めるための説明等を実施し、その実施状況を、別に示す様式により、報告する必要があります。
- (5) この制度のみでなく、他の法令等の規制をうけているときは、所定の手続きが必要です。

2 申請の手続き

- (1) 申請書及び添付書類は、開発行為に係る森林面積が10ヘクタール以上の時は正副2部、10ヘクタール未満の時は1部提出してください。
- (2) 申請書の提出先は、開発行為をしようとする森林の所在する市町村を管轄する県民局（地域事務所）です。
なお、新見市内で開発行為をしようとする場合は、新見市役所へ提出してください。

林地開発許可制度の体系図

※()内は森林法の条項を表す。



※P.2 (6) に該当する場合は、開発行為の許可を取り消す場合があります。

森林法（抜粋）

昭和26年法律第249号

最終改正 令和2年6月10日法律第41号

（開発行為の許可）

第10条の2 地域森林計画の対象となつている民有林（第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林並びに第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
 - 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
 - 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
- 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
 - 一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
 - 二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
 - 三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
- 3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たつては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。
- 4 第1項の許可には、条件を附することができる。
- 5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
- 6 都道府県知事は、第1項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

森林法施行令（抜粋）

昭和26年政令第276号

最終改正 令和4年9月22日政令第313号

（開発行為の規模）

第2条の3 法第10条の2第1項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。

- 一 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積1ヘクタールで、かつ、道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員3メートル
- 二 太陽光発電設備の設置を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積0.5ヘクタール
- 三 前二号に掲げる行為以外の行為 当該行為に係る土地の面積1ヘクタール

森林法施行規則（抜粋）

昭和26年農林省令第54号

最終改正 令和4年9月30日農林水産省令第56号

（開発行為の許可の申請）

第4条 法第10条の2第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 開発行為に係る森林の位置図及び区域図
- 二 開発行為に関する計画書
- 三 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
- 四 許可を受けようとする者（独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）第1条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- 五 開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）
- 六 開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
- 七 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認める書類

岡山県林地開発許可に関する規則

令和元年7月5日 岡山県規則第39号
一部改正 令和5年3月3日 岡山県規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2第1項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）の許可（以下「開発許可」という。）に関し、法、森林法施行令（昭和26年政令第276号）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(開発者の努力義務)

第2条 開発行為を行う者（以下「開発者」という。）は、開発許可の申請前に知事が別に定める方法により、開発行為を行う土地の区域（以下「開発区域」という。）の周辺住民が開発行為に対する理解を深めるための措置を講ずる等円滑に開発行為が実施できるよう努めるものとする。

(開発許可の申請)

第3条 開発者は、開発許可を受けようとするときは、知事が別に定める申請書に省令第4条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付して、当該開発行為を行う森林の区域（以下「開発行為に係る森林」という。）の面積が10ヘクタール以上のものにあつては知事に、10ヘクタール未満のものにあつては当該開発行為に係る森林が存する区域を所管する県民局長（開発行為に係る森林が二以上の県民局の所管区域にわたるときは、主たる開発行為に係る森林を所管する県民局長。以下「県民局長」という。）に申請しなければならない。

- (1) 開発行為を行う森林及び当該森林に介在し、又は隣接して残置することとなる森林又は緑地を含む区域（以下この号及び第10号において「開発行為をしようとする森林」という。）の所在場所、地積及び権利の取得状況等を示した書類（以下この号において「地番明細書」という。）及び開発行為をしようとする森林以外の土地の地番明細書
- (2) 開発行為に係る森林に隣接する土地の権利者の境界確認書等（国土調査等により境界が明確になっている場合を除く。）
- (3) 開発区域の周辺住民に対する開発行為に対する理解を深めるための措置等の実施状況を示す書類
- (4) 開発行為の計画に係る工程表
- (5) 開発行為をしようとする森林の区域内に残置し、若しくは造成した森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）及び主要防災施設の維持管理計画書
- (6) 防災施設計画書
- (7) 土量計算書
- (8) 開発区域の写真、公図、求積図、現況図、流域現況図及び利用計画図
- (9) 防災工事配置図
- (10) 防災施設設計図
- (11) 建築物等概要図
- (12) 造成する森林又は緑地の造成方法（植栽樹種、植栽本数等）を記載した書類
- (13) 利用後の原状回復方法を記載した書類（一時利用の場合に限る。）

(14) 開発行為に係る全体計画の概要及び期別計画の概要を記載した書類

(15) その他参考となる書類

(開発許可の基準)

第4条 法第10条の2第2項及び第3項に規定する要件を満たすための技術基準は、別表に定めるとおりとする。

(標識の掲示)

第5条 開発許可を受けた開発者は、開発許可の期間中、開発区域の見やすい場所に知事が別に定める標識を設置しなければならない。

(開発行為の着手又は完了の時期の変更の届出)

第6条 開発許可を受けた開発者は、開発許可を受けた開発行為の計画（以下「許可計画」という。）の着手又は完了の時期を変更しようとするときは、知事が別に定める様式により、速やかに知事又は県民局長に届け出なければならない。

(開発行為着手の届出)

第7条 開発許可を受けた開発者は、開発行為に着手したときは、知事が別に定める様式により、速やかに知事又は県民局長に届け出なければならない。

(開発者の氏名等の変更の届出)

第8条 開発許可を受けた開発者は、開発者の氏名、名称及び住所に異動があったときは、知事が別に定める様式により、速やかに知事又は県民局長に届け出なければならない。

(災害発生の届出)

第9条 開発許可を受けた開発者は、当該開発行為の期間中に災害により被害を受けたときは、適切な措置を講ずるとともに、知事が別に定める様式により、遅滞なく知事又は県民局長に届け出なければならない。

(地位承継の届出)

第10条 開発者の地位を承継した者は、知事が別に定める様式により、遅滞なく知事又は県民局長に届け出なければならない。

(開発行為の計画変更)

第11条 開発許可を受けた開発者は、次に掲げる場合に該当して許可計画の変更をしようとするときは、当該変更に係る部分の工事を中断した上、当該許可計画の変更の許可を知事又は県民局長に申請しなければならない。

(1) 許可計画の目的を変更する場合

(2) 許可計画に係る森林の土地の面積が、10ヘクタール以上のものにあつては当該変更により1ヘクタール以上、10ヘクタール未満のものにあつては当該変更により1割以上増加する場合

(3) 当該変更により主要な防災施設又は残置する森林の配置の重要な変更を伴う場合

(4) 許可計画の変更により、開発行為に係る森林の面積が10ヘクタール以上となる場合（平成3年9月18日以降に開発許可を受け、又は許可計画を変更（面積の変更に伴うものに限る。）したものに限る。）

(5) 法第10条の2第2項各号に掲げる事項に係る計画に重要な変更が生じる場合

2 第2条から第4条までの規定は、第1項の規定による許可計画の変更の許可について準用する。

第12条 開発許可を受けた開発者が前条第1項各号に該当しない計画の変更をしようとするときは、あらかじめ知事が別に定める様式により知事又は県民局長に届け出なけ

ればならない。

(開発行為の状況報告等)

第13条 法第188条第1項の規定により、知事又は県民局長は、開発許可を受けた開発者の開発行為の期間が1年を超える場合は、毎年6月末及び12月末現在の次に掲げる事項について報告を徴収するものとする。

- (1) 開発行為の実施状況
- (2) 防災措置の実施状況
- (3) その他知事が必要と認める事項

(中止又は廃止の届出)

第14条 開発許可を受けた開発者は、開発行為を中止し、又は取りやめようとするときは、速やかに知事又は県民局長に届け出るとともに、知事又は県民局長の指示に従い必要な防災措置を講じなければならない。

2 開発許可を受けた開発者は、中止した開発行為を再開しようとするときは、速やかに知事又は県民局長に届け出なければならない。

(完了の届出)

第15条 開発許可を受けた開発者は、開発行為が完了したときは、知事が別に定める様式により知事又は県民局長に届け出なければならない。

(指導監督)

第16条 知事又は県民局長は、開発者がこの規則並びに許可計画及び法第10条の2第4項の条件（以下「許可条件」という。）を誠実に遵守していないことを確認したときは、必要に応じて、当該開発者に対して、この規則並びに許可計画及び許可条件を遵守するよう指導することができる。

(開発許可を要しない開発行為の調整)

第17条 法第10条の2第1項第1号及び第3号に規定する開発行為をしようとする者は、知事が別に定める書類を添付して県民局長に協議しなければならない。

2 前項の開発行為が完了したときは、知事が別に定める様式により速やかに県民局長へ届け出るものとする。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

この規則の施行前に森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項の規定による許可の申請があった開発行為（同項に規定する開発行為をいう。）については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

開発行為の技術基準

1 安全措置に関する技術基準

- (1) 開発区域内の地盤が軟弱である場合には、地盤沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じないように土の置換え、水抜き等の措置を講ずること。
- (2) 開発行為は、原則として、現地形に沿って行われ、土砂の移動量が必要最小限度であること。
- (3) 切土の^{のり}法面勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して現地に適合したものであること。
- (4) 開発行為によって、崖（地平面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤以外のもの。以下同じ。）が生じる場合には、崖の上端に続く地盤面は原則としてその崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配をとること。
- (5) 切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれがないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。
- (6) 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように杭打ちその他の措置を講ずること。
- (7) 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されていること。
- (8) 盛土は、30センチメートル以下ごとに水平層にして順次盛り上げ、その層ごとに十分締め固めが行われるものであること。
- (9) 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施の措置を講ずること。
- (10) 盛土の法面勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。また、盛土高がおおむね1.5メートルを超える場合には、勾配が35度以下であること。
- (11) 盛土に緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じるおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講じられていること。
- (12) 開発行為によって生じる崖面又は法面は、植生による保護（実播工、伏工、筋工、芝張り、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生に

よる保護だけでは法面の侵食を防止できない場合は、人工材料による適切な保護（擁壁、石張り、モルタル吹付け、法枠工、柵工、網工等）により風化その他の表面水、湧水、溪流等の浸食に対して保護することとし、工種は土質、気象条件等を考慮して決定し適期に施工すること。なお、擁壁で覆わない崖又は法にあっては、垂直高5メートル以内ごとに適当な小段（幅1メートル以上）を設け、必要な排水施設を設けること。

(13) 工作物（排水施設及び防災施設を除く。）を設置するための斜面（自然斜面を含む。）においても、原則として、おおむね垂直高5メートル以内ごとに排水施設を設けることとする。ただし、土質調査によって設置間隔の明確な根拠が示されれば、当該設置間隔によることとする。

(14) 水平な地盤面に対する勾配が20度以上でかつ斜面の下端と上端の高低差が5メートル以上の斜面（切土、盛土及び自然斜面）に工作物（排水施設及び防災施設を除く。）を設置する場合は、高低差が最大となる斜面で土質区分及び斜面形態ごとにそれぞれ1箇所以上を抽出し、修正フェレニウス法によって安定性の検討を行い、算式により求めた安全率は、1.2以上を満たすこと。なお、土質定数は、土質調査等、合理的根拠に基づくこと。

(15) 人家、学校、道路等に近接する場合は、切土をした土地の部分に生じる高さが2メートルを超える崖若しくは法、盛土をした土地の部分に生じる高さが1メートルを超える崖若しくは法又は切土及び盛土を同時にした土地に生じる高さが2メートルを超える崖若しくは法には、擁壁を設置すること。ただし、硬岩盤である場合又は切土をした土地の部分に生じることになる崖若しくは法の部分で、次のいずれかに該当するものの崖又は法についてはこの限りでない。

ア 土質が次の表の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のもの

土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60°	80°
風化の著しい岩	40°	50°
砂利，真砂土，関東ローム，硬質粘土，その他これらに類するもの	35°	45°

イ 土質がアの表の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度を超え同表の右欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離5メートル以下のもの。この場合において、(15) (イを除く。)に規定する崖の部分により上下に分離された崖の部分があるときは、崖の部分は連続しているものとみなす。

(16) (15)により設置する擁壁は、原則として鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造とすること。

(17) 擁壁の構造は、構造計算、調査等によって次のいずれにも該当すること。

ア 土圧、水圧及び自重によって擁壁が破壊されないこと。

イ 土圧、水圧及び自重によって擁壁が転倒（安全率1.5以上）しないこと。

ウ 土圧、水圧及び自重によって擁壁が沈下しないこと。

エ 土圧、水圧及び自重によって擁壁が滑動（安全率1.5以上）しないこと。

(18) 擁壁には、その裏面の排水をよくするため原則として壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5センチメートル以上の陶管等耐久材料を用いた水抜穴を設け、擁壁の裏面には次の表の基準の透水層を設置すること。

擁壁の高さ	透水層の厚さ	
	上端	下端
3.0m以下	30cm	40cm
3.0mを超え4.0m以下	30cm	50cm
4.0mを超え5.0m以下	30cm	60cm
5.0mを超えるもの	30cm	60cmに擁壁の高さが5mを1m増すごとに10cmを加える。

注 透水層の上端とは、擁壁天端面の下部30センチメートル程度とする。

(19) 開発行為によって生じる崖面を覆う擁壁の高さが2メートルを超えるものについては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第142条（同令第7章の8の準用に関する部分を除く。）の規定を準用する。

(20) 開発区域並びにその周辺の地形及び地表の状況を勘案して、開発行為により土砂の流出が予想される場合は、下流域に対する災害を防止するため開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の土砂流出防止施設の設置、森林の

残置等の措置を適切に講じること。

- (21) 土砂流出防止施設は、土砂を適切に防止できる規模を有するとともに、適切な位置に設置することとし、えん堤等の構造は、治山技術基準によるものとする。
- (22) 落石、雪崩、飛砂等の災害を発生させるおそれがある場合には、落石防止柵、雪崩防止柵又は静砂垣の設置を適切に講じること。
- (23) 土砂流出防止施設は、開発区域の規模、開発後の地表の状態等から推定される流出土砂量から下流へ無害に流される許容流出土砂量を差引いた土砂量に対応するものであること。
- (24) 開発前の地形及び地表の状態から流出していたと推定される流出土砂量をもって許容流出土砂量とする。
- (25) 1年間の流出土砂量は、開発区域の規模、地表の状態等により次の表を基準とする。

地表の状態	1 ha当たりの年間流出土砂量	流出平均厚さ
裸地、荒廢地等	200～400m ³	20～40mm
皆伐地、草地等	15m ³	1.5mm
択伐地	2m ³	0.2mm
普通の林地	1m ³	0.1mm

注1 工事によりかき起こした面積については、裸地に準じる。

2 工事期間（最低4箇月とする。）中の流出土砂量は、次式による。

$$(\text{工事面積}) \times (1 \text{ ha 当たりの年間流出土砂量}) \times \frac{\text{工事期間}}{12 \text{ 箇月}}$$

- (26) 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に土砂の流出が想定される場合には、別途積算するものとし、その量は、人家、農地及び農業用施設又は公共的施設並びにその周辺地域では5年分以上とし、それ以外の地域では3年分以上とする。
- (27) 流出土砂については、できる限り各部分で抑止すること。
- (28) 工事後に残土がある場合は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生

じている場所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上選定することとし、法面の勾配、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないこと。

(29) 地形、地表等の状態から、土砂の流出の可能性のある溪流がある場合は、土砂流出防止施設を設けるほか、周辺の既存林地を残す等土地利用上の土砂災害防止に配慮すること。

(30) 他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合において、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するために必要があるときは、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講じられていること。

(31) 周辺における水利用の実態からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合は、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講じられていること。

2 排水施設等に関する技術基準

(1) 排水施設は、開発区域の規模、地形、予定施設の用途、降水量等から想定される雨水及び汚水を適切に排水できる能力を有する構造とすること。

(2) 排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況等を勘案して雨水及び汚水を適切に排出できる開発区域外の排水施設又は海、湖沼、河川その他公共の水域に接続させること。この場合、当該開発区域外の小河川又は水路の流下能力分以上は、洪水調節のため一時雨水を調節池に貯留して調節すること。ただし、下流の小河川水路を局部的に改修することにより、当該小河川水路の流下能力を増加させその調節容量を減量することができる。

(3) 排水施設は、道路その他排水施設の維持管理上支障のない場所に設置すること。

(4) 農業用ため池に雨水を排出させるときは、当該ため池の安全の確保を図るため必要な措置を講じること。

(5) 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように少なくとも20パーセントの余裕を有することとし、流速は、原則としてマニング式により求めること。

(6) 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式により算出すること

$$\text{ア } Q = 1 / 360 f \cdot r \cdot A$$

Q : 雨水流出量 (m³/sec)
f : 流出係数
r : 設計雨量強度 (mm/hr)
A : 集水区域面積 (ha)

- イ 設計雨量強度は表1の単位時間内の10年確率で想定された雨量強度を下限とすること。
- ウ 流出係数は、表2を参考として定めるものとする。ただし、太陽光発電施設（パネル部分に限る。）を設置する箇所については、流出係数を0.9から1.0までとする。

表1

単位：mm/hr

流域面積	単位時間	3年確率降雨強度		10年確率降雨強度		100年確率降雨強度	
		南部	北部	南部	北部	南部	北部
50ha以下	10分	90	100	120	130	180	190
100ha以下	20分	70	80	100	110	150	160
500ha以下	30分	50	60	80	90	130	130

注 南部とは、備前県民局、東備地域事務所、備中県民局、井笠地域事務所、高梁地域事務所、真庭地域事務所（旧北房町の区域に限る。）の所管区域とし、北部とは、新見地域事務所、美作県民局、真庭地域事務所（旧北房町の区域を除く。）及び勝英地域事務所の所管区域とし、流路が整備された区域の降雨強度は、tの値の算出根拠を明示して次式で算出することとしてよい。

$$\text{南部} \quad I = \frac{4,950}{t + 30} \qquad \text{北部} \quad I = \frac{4,675}{t + 25}$$

表2

種類	流出係数	標準値
急しゅんな山地	0.75～0.90	0.80
三紀層山丘	0.70～0.80	0.75
起伏のある山地・樹林	0.50～0.75	0.60
平たんな耕地	0.45～0.60	0.55
かんがい中の水田	0.70～0.80	0.75
平地・小河川	0.45～0.75	0.60
裸地	0.80～1.00	0.90
草地	0.40～0.80	0.60

注1 流出係数は表2を基準とし、これらが混在する場合は、加重平均により算出

すること。

2 保安林については、平たんな耕地の流出係数は0.5を下限とすること。

(7) 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置場所からみて出水による影響の大きい場合にあつては、排水施設の断面は必要に応じ2(5)に規定するものより大きくすること。

(8) 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩き工の設置その他の措置を適切に講じること。

(9) 当該開発区域の下流の河川等において、当該開発行為に伴い増加する30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量（開発中及び開発後）を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、洪水調節池等の設置その他の措置を適切に講ずることとし、安全に流下させることができない地点の選定及び洪水調節池の設置その他の措置の決定は、当該河川管理者との協議によるものとする。

ア 洪水の規模が、年超過率で1/30以下の全ての洪水について、開発後におけるピーク流量の値を調節池下流の流下能力の値まで調節するとした場合の調節池の洪水調節容量は、1/30確率降雨強度曲線を用いて求める次式の V^1 の値を最大とするような容量をその必要調節容量とする。

$$V^1 = \left(r_i - \frac{r_c}{2} \right) t_i \cdot f \cdot A \cdot 0.2778$$

V : 必要調節容量 (m³) [V¹×1.2=V]

f : (開発中・開発後)の流出係数

A : 流域面積 (km²)

r_c : 調節池下流の流下能力の値に対応する降雨強度 (mm/hr)

t_i : 任意の継続時間 (1時間以上)

r_i : 1/30確率降雨強度曲線上の任意の継続時間 t に対応する降雨強度 (mm/hr)

下流許容放流量 (QPC) に対応した降雨強度 (r_c) は次式によって求めること。

$$r_c = \frac{QPC}{0.2778 \cdot f \cdot A}$$

r_c : 調節池下流の流下能力の値に対応する降雨強度 (mm/hr)

QPC : 下流許容放流量 (m³/sec)

f : (開発中・開発後)の流出係数

A : 流域面積 (km²)

イ 調節池の設計堆積土砂量は1(26)に準じて積算すること。

ウ 調節池の周壁は、コンクリート擁壁、石積等により、法面は石張り、芝張り等により保護すること。

エ 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあっては、コンクリートダムのその1.2倍以上のものであること。

(10) 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。

(11) 設計流速は、汚水管渠^{きよ}にあっては、0.6m/sec～3.0m/sec、その他の管渠（雨水管渠、遮集管渠等）にあっては、0.8m/sec～3.0m/secとすること。

なお、一般には流速は下流に行くに従い漸増させ、勾配は下流に行くに従い小さくなるようにする。

(12) 排水路及び雨水並びに汚水管渠の流出計算は次の式のいずれかを用いること。

$$\text{ア クッター公式 } V = \frac{23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{1}}{1 + \left(23 + \frac{0.00155}{1}\right) \frac{n}{(R)^{1/2}}} \cdot (R \cdot I)^{1/2}$$

$$Q = A \cdot V$$

$$\text{イ マニング公式 } V = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

$$Q = A \cdot V$$

V : 流速 (m/sec)	}	塩化ビニール管	0.010
Q : 流量 (m ³ /sec)		n : 粗度係数	0.013
A : 流水断面積 (m ²)		現場打コンクリート	0.014～0.015
R : 径深 = $\frac{A}{P}$ (m)		石積	0.025

I : 勾配 P : 潤辺 (m)

(13) 洪水調節池について、この基準に定めのない事項については、知事が別に定める基準によること。

(14) 排水施設は、鉄筋コンクリート等堅固で耐久力を有し、かつ、漏水を最小限度とする構造であること。

(15) 排水施設のうち、暗渠である構造の部分の内径又は内法幅は20cm以上であること。

(16) 排水施設のうち、暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、^{ます}柵又はマンホールが設けられ、柵又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべき柵又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設けること。

ア 公共の用に供する管渠の始まる箇所

イ 下水の流路の方向、勾配又は横断面が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときはこの限りでない。

ウ 管渠の直線部においても次表の範囲内で設置すること。

管径	300mm以下	300mmを超え600mm以下	600mmを超え1,000mm以下	1,000mmを超え1,500mm以下	1,500mmを超え1,650mm以下
最大間隔	50m	75m	100m	150m	200m

(17) 柵又はマンホールの底には、専ら雨水を排除すべき柵にあっては深さが15センチメートル以上の泥溜めが、その他の柵又はマンホールにあってはその接続する管渠の内径又は内法に応じ、相当の幅のインバートが設けられていること。

3 自然保護に関する技術基準

(1) 開発行為をしようとする森林の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じて、相当面積の森林又は緑地の残置若しくは造成が適切に行われること。「相当面積の森林又は緑地の残置若しくは造成」とは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には可及的速やかに伐採前の植生回復を図ること等により森林又は緑地が造成されるものであること。この場合において、残置し、若しくは造成する森林又は緑地の面積の事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）内の森林面積に対する割合は、表3の事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合によるものとする。また、残置し又は造成する森林又は緑地は、表3の森林の配置等により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。なお、表3に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表3に準じて適切に措置されていること。

表 3

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね60%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積はおおむね1,000㎡以上とし、建物敷等の面積はそのおおむね30%以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね60%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね50m以下とし複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100m以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上，下部に設けるゲレンデ等は1箇所あたりおおむね5ha以下とする。また，ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね50%以上（残置森林率おおむね40%以上）とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね20m以上）を配置する。 2 ホール間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね20m以上）を配置する。
宿泊施設・レジャー施設の設置	森林率はおおむね50%以上（残置森林率おおむね40%以上）とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40%以下とし，事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ha以下とし，事業区域内にこれを複数設置する場合は，その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。

工場及び事業場の設置	森林率はおおむね25%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。また、開発行為に係る森林面積がおおむね20ha以下の団地を複数造成することとし、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が10ha以上20ha未満の場合は、極力周辺部に、幅おおむね20m以上の森林を配置する。 3 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が10ha未満の場合は、極力周辺部に森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率はおおむね20%以上（緑地を含む。）とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林若しくは緑地を配置する。この場合以外の場合にあっても極力周辺部に森林又は緑地を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林又は緑地を配置する。
土石等の採掘又は残土による埋立		<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し、小段平たん部には必要に応じ客土等を行い植栽する。
太陽光発電施設の設置	森林率はおおむね25%以上（残置森林率おおむね15%以上）とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林（一部又は全部が連続した残置森林であること。）を配置する。また、開発行為に係る森林面積がおおむね20ha以下の団地を複数造成することとし、その間に幅おお

		<p>むね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が10ha以上20ha未満の場合は、原則として周辺部におおむね20m以上の残置森林又は造成森林（一部又は全部が連続した残置森林であること。）を配置する。</p> <p>3 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が10ha未満の場合は、原則として周辺部に残置森林又は造成森林（一部又は全部が残置森林）を配置する。</p> <p>4 稜^{りょう}線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。</p>
--	--	---

注1 「残置森林率」とは、残置森林のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

2 「森林率」とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

3 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

4 学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等にあつては工場、事業場の基準を、ゴルフ練習場にあつてはゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設・レジャー施設の基準をそれぞれ適用するものとする。また、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用するものとする。

5 1事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。この場合、残置森林等は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界に幅おおむね30メートル以上の残置森林等を配置するものとする。

6 過去に林地開発許可を受けて開発した区域を含んで再開発する場合において、新たに開発する森林面積が10ヘクタール以上の時は、当初開発時点の森林面積に対して20パーセント以上を保全することとする。ただし、当初開発時の対象森林箇所が不明な場合は、案分計算によって当該森林面積を算出し、その面積に対して20パーセント以上を保全することとする。

(2) 造成森林については、必要に応じ植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然的条件に適するよう、原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を表4を標準として均等に分布するよう植栽する。なお、修景効果を期待する造成森林にあつては、可能な限り大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。

表4

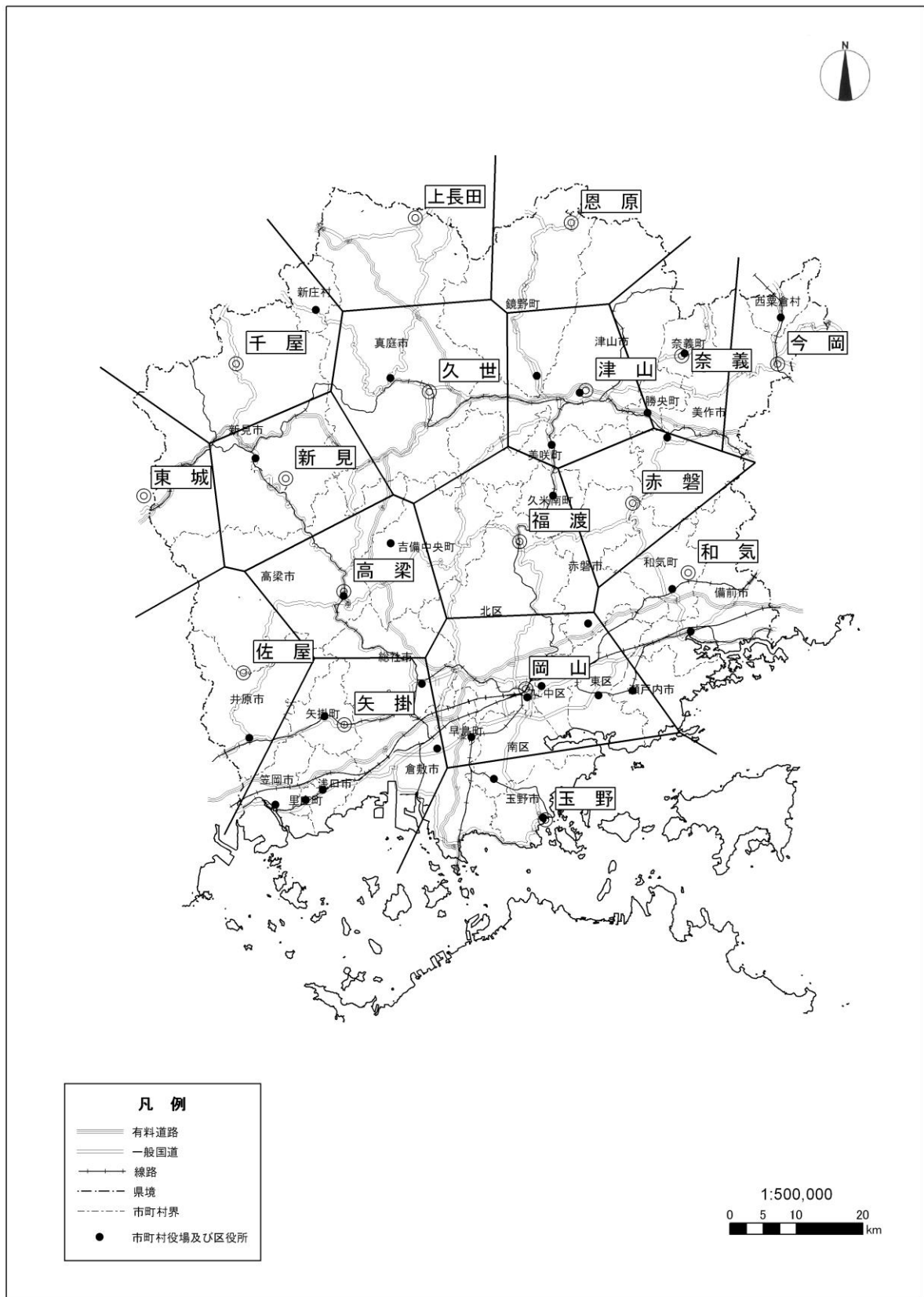
樹高	植栽本数（1 ha当たり）
1 m	2,000本
2 m	1,500本
3 m	1,000本

(3) 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等（貴重な動植物の保護を含む。）の必要がある場合には、開発区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成（必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含む。）が行われること。

(4) 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また、開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられること。

4 開発行為に伴う工事の仕様

開発行為に伴う工事の仕様は、別に定めるものとする。



観測所位置及びティーンセン分割図

林地開発許可申請書作成について

1 書類等の規格等

- (1) 書類の大きさは、J I S規格A4版に統一すること。
- (2) 申請書類は、目次、頁、見出し等により相互の照合の便が図られるようにすること。
- (3) 図面は図面袋（J I S規格A4版）に入れ、その内容を図面袋に記載すること。

2 申請手続をコンサル等に委任する場合は、委任状等を添付すること。

3 申請書類編さん順序及び作成上の留意事項 編さん順序は、原則として次のとおりとする。

順序	書類の名称	作成上の留意事項
1	申請書 (様式第1号)	<ol style="list-style-type: none"> 1 開発行為に係る森林の所在場所。 実際に土地の形質の変更を行う森林の地番を記載する。 2 開発行為に係る森林の土地の面積。 実際に土地の形質の変更を行う森林の実測面積で、haを単位として、小数第5位切捨第4位まで記載すること。 3 備考欄には、開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、その手続の状況を記載すること。
2	「開発しようとする森林の地番明細書」、 「開発しようとする森林以外の土地の地番明細書」(様式第2-1号、第2-2号)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地目は、土地の登記事項証明書の地目を記載すること。 (地目が、田・畑等であっても現況が立木地であれば森林法上は森林として取扱っている場合がある。) 2 この明細書の開発行為に係る実測面積が上記申請書の作成上の留意事項2の面積となる。
3	計画書 (様式第3号)	<ol style="list-style-type: none"> 1 該当しない事項等は、空白又は棒線で抹消し、記入項目のある場合は、該当する欄に簡潔に記入する。 2 土地利用計画の利用区分は、開発内容により適宜設定するが、森林は残置森林、造成森林、緑地に分けて記載すること。 3 申請者(事業者)、工事施工者、管理者等による施工体制を明確にする図表を添付すること。
4	開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類	<p>開発計画に要する資金の額及びその調達方法、調達先等を明らかにし、判断できる次の資料(申請日前、6ヶ月以内のもの)を添付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 資金計画書(様式第4号 計画書に記載する場合は、計画書の提出をもって代えることができる。) (2) 資金の調達について証する書類(自己資金により調達する場合は預金残高証明、融資により調達する場合は融資証明書、関心証明書等、資金の調達方法に応じ添付する。) (3) 貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料 (4) 納税証明書 (5) 事業経歴書(必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。) (6) 法人の登記事項証明書 (7) 定款(法人の場合) (8) 住民票等(個人の場合)

順序	書類の名称	作成上の留意事項
5	同意書等 (様式第5号)	<p>1 開発行為に係る森林について、開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることを証する書類。</p> <p>(1) 妨げとなる権利を有する者とは、土地については、所有権、永小作権、地上権、賃借権等を有する者のほか、当該林地が保全処分の対象となっている場合には、その保全処分をした者を含むものとする。</p> <p>(2) 添付書類は、登記事項証明書、売買契約書、登記法上の所有権者の売買同意書、共有地代表者（規約により共有地の使用収益に関する権利を代行して決定できる場合）の同意書の各写しとする。ただし、土地の利用や使用について、契約期間等が明記された許可期間中に有効な契約や協定等を締結している場合は、その写しをもって代えることができる。</p> <p>2 上記の外、次の同意書等の写しを添付すること。</p> <p>(1) 開発区域から直接放流する河川及びその他の取・排水施設等の管理者の同意書の写し</p> <p>(2) 隣接地権者の開発に対する境界確認書について</p> <p>ア 開発行為に係る森林区域等について、国土調査法に基づく地籍調査が完了し、その成果が登記されているものについては、当該森林区域の隣接地権者の開発に対する境界確認書類等の一切を不要とする。</p> <p>イ 開発行為に係る森林区域等について、国土調査法に基づく地籍調査が未完了で、公図が近代的な測量成果によらないものについては、当該森林区域の隣接地権者の境界確認書（様式第9号）を提出するものとする。</p> <p>ウ 関係の開発区域界について、当事者間に係争があると認められる場合は、イの扱いとする。</p>
	周辺住民への説明実施状況報告書 (様式第5-1号)	<p>1 複数の箇所で開催した場合は、それぞれ別様で作成すること。</p> <p>2 説明に使用(配布)した書類及び図面を添付すること。</p>
6	身分を証する書類	<p>1 申請者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書。</p> <p>2 法人でない団体の場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類。</p> <p>3 個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類。</p>
7	防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類	<p>申請書の開発行為の施行体制の欄に記載した施行者のうち、防災施設の設置に関わる者に関する次の書類を添付すること。</p> <p>なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、施行者の決定方法や時期、求める施工能力について記載した書類及び着手前までに正規の確認書類を提出することについての確約書の提出をもってこれに代えることができる。</p> <p>(1) 建設業法許可書（土木工事業）</p> <p>(2) 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。）</p> <p>(3) 預金残高証明書</p> <p>(4) 納税証明書</p> <p>(5) 事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員・技術者名等）</p> <p>(6) 林地開発に係る施工実績を示す書類（監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の実績とすることができる。）</p>

順序	書類の名称	作成上の留意事項
8	工 程 表 (様式第6号)	<ol style="list-style-type: none"> 1 期別計画がある場合は、全体計画も掌握できること。 2 主な防災工事及び施設工事ごとに分け、具体的に記入すること。 3 準備期間等も記入すること。
9	他法令との関係 (様式第7号)	<p>開発行為において他法令に基づく許可、認可、協議等を必要とする場合は、それらの手続の状況が明らかになっていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 許可、認可済はその証書の写しを添付すること。 (2) 手続き中の場合は、申請書の写しを添付すること。 (3) 協議等の場合は、関係機関等との協議記録の写し、または関係機関の意見書を添付すること。 (4) 環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、林地開発許可申請書（様式第1号）備考欄にその手続の状況を記載すること。
	再生可能エネルギー (FIT設備認定)に 係る報告書 (様式第7-1号)	<p>再生可能エネルギーに係る開発行為の場合は、次の書類を添付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) F I T認定の手続状況が分かる書類の写し。 (2) 事業計画地から接続先までの送電ルート図。
10	残置森林、造成森林 及び主要防災施設の 維持管理計画書 (様式第8号)	<ol style="list-style-type: none"> 1 残置及び造成森林の区域を示す図面を添付すること。 (縮尺 $\frac{1}{5,000}$ 程度) 2 主要防災施設とは、擁壁、えん堤、沈砂地、水路工、洪水調節池等の防災上重要な施設とする。
11	防 災 施 設 計 画 書	<ol style="list-style-type: none"> 1 排水施設計算表(様式第10号)及び流出土砂貯留施設計画計算表(様式第11号)を添付すること。 工事中及び工事後に区分して作成すること。 2 切土又は盛土の工法並びに防災施設の設計根拠を記載した書類を添付すること。捨土がある場合は、搬出先及び処理方法がわかる書類を添付すること。 3 勾配が20度以上でかつ高低差が5メートル以上の斜面に工作物(排水施設及び防災施設を除く。)を設置する場合には、修正フェレニウス法によって求めた安定計算書を添付すること。
12	土 量 計 算 書 等 (法面の断面図含む)	<ol style="list-style-type: none"> 1 切土、盛土及び捨土の土量計算を行い、その計算基礎資料を添付すること。 2 法面の高さ、勾配、土質、施行後の地盤面及び法面保護の方法を示すこと。
13	位 置 図	5万分の1程度の地形図に事業区域の位置を明示する。
14	写 真	<ol style="list-style-type: none"> 1 全体計画の事業区域が判明できるもの。(航空写真等により事業区域の地形及び林況を明らかにする。) 2 主要な防災施設計画施工位置付近の地形等が判明できるもの。 3 写真の撮影位置方向を明らかにし、現況図に記入する。
15	区 域 図	<ol style="list-style-type: none"> 1 開発行為をしようとする森林の区域及び開発行為に係る森林の区域を明示する。 2 それらの区域を明示するのに必要な範囲内において市町村界、字界、地番界及び地番を記入する。 3 図面の縮尺は、5千分の1以上とする。

順序	書類の名称	作成上の留意事項
16	公 図	法務局の土地台帳付属地図の写しに事業区域界及び森林の区域界、係る森林の区域界を表示したものとする。枚数が複数で判読が困難となる場合等には、適宜の方法により集成図を作成すること。
17	求 積 図	<ol style="list-style-type: none"> 1 開発区域内の面積を求める基礎となるもので、地番を表示する。 2 開発行為に係る森林面積と、開発行為をしようとする森林面積とに分け、三斜法、プランメーター法、CAD等で面積の算出を行い、その計算基礎データを添付すること。 3 ha単位とし、小数第4位（未満切捨）までとする。
18	現 況 図	<p>開発区域の林況（人工林、天然林、無立木地、その他の用地区分）及び事業区域に関連する周辺地域の現況（農地、道路、人家、公共施設、河川、湖沼等）が明示されていること。</p> <p style="text-align: center;">(縮尺 $\frac{1}{1,000}$ ～ $\frac{1}{2,000}$)</p>
19	流域現況図	<ol style="list-style-type: none"> 1 流域の地形、土地利用状況が明示されていること。 2 河川の状況 河川の位置、開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点がある場合には、それが明示されていること。
20	利用計画図	<ol style="list-style-type: none"> 1 全体計画及び期別計画がある場合は、色分け等により明示すること。 2 切土・盛土の行為形態別の施行区域、事業用施設及び防災施設、残置森林及び造成森林・緑地等を記入する。 3 法面の形状・位置等を記入する。 4 1～2mコンターの入った図面に縦横断測点又は測線を記入し、関係横断面図と関連づける。 <p style="text-align: center;">(縮尺 $\frac{1}{1,000}$ ～ $\frac{1}{2,000}$)</p>
21	防災工事配置図 (1) 土量配分計画平面図	許可申請区域、切土区域、盛土区域、土量、土砂の移動方向等について記載する。なお、目的に応じて省略も可。（土石の採掘等）
	(2) 排水計画平面図	<p>集水区域界、集水区域の番号及び面積を明示する。また、排水施設の位置に記号又は番号を付し、種類、規格及び流水方向を明示する。</p> <p style="text-align: center;">(縮尺 $\frac{1}{1,000}$ ～ $\frac{1}{2,000}$)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 集水区域及び排水施設の記号又は番号は、排水施設計算表と対照できるようにすること。 (2) 排水系統の複雑なものについては、模式図も作成すること。 (3) 必要により施工中と施工後に分けて作成すること。
	(3) 土砂流出防止計画平面図	<p>集水区域界、集水区域の番号及び面積、土砂流出防止施設の位置、記号又は番号、種類、規模及び貯砂量を明示する。</p> <p style="text-align: center;">(縮尺 $\frac{1}{1,000}$ ～ $\frac{1}{2,000}$)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 集水区域及び施設の記号又は番号は、流出土砂貯留施設設計計算表と対照できるようにすること。 (2) えん堤等の実測縦横断図及び貯砂量計算書を別途添付すること。 (3) 必要により施工中と施工後に分けて作成すること。

順序	書類の名称	作成上の留意事項
	(4) 洪水調節計画平面図	<p>集水区域界、集水区域面積、調節池の位置、記号又は番号、種類、規格及び調節容量を明示する。</p> <p>(縮尺 $\frac{1}{1,000} \sim \frac{1}{2,000}$)</p> <p>(1) 洪水調節池の縦横断面図、容量計算表、H・V曲線図及び下流河道縦横断面図を別途添付すること。なお、沈砂池を兼ねる場合は、沈砂容量及び洪水調節容量を明示し、各容量の計算表を添付すること。</p>
22	防災施設設計図	<p>縦横断面図、構造図（擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、沈砂池、洪水調節池等）、定規図（標準横断面図）その他必要な図面とする。</p> <p>(1) 縦断面図 測点、区間距離、追加距離、地盤高、計画高、切土高、盛土高、勾配を記載すること。 (縮尺 水平 $\frac{1}{1,000} \sim \frac{1}{2,000}$、垂直 $\frac{1}{200} \sim \frac{1}{400}$)</p> <p>(2) 横断面図 測点、切土又は盛土高、現地盤線、計画地盤線及び勾配、擁壁及び法面保護施設を明示すること。ただし、土石等の採掘にあつては、年度別の掘削断面及び採掘量計算表を表示すること。 (縮尺 $\frac{1}{100} \sim \frac{1}{200}$)</p> <p>(3) 構造図（正面図、平面図、側面図、断面図、配筋図） 構造各部の設計寸法、材料の種類及び寸法、基礎工の材料及び寸法を記載すること。排水施設の二次製品等については、規格・寸法がわかるカタログ等を添付すること。 (縮尺 $\frac{1}{100} \sim \frac{1}{200}$)</p> <p>(4) 土工定規図 地質又は土質別切土の勾配、盛土の勾配、小段の位置、幅及び間隔、施工前の地盤面、擁壁及び法面の保護施設、仕上がり寸法及び勾配、法面における排水施設及び規格、その他法面保護の方法を示す図面。</p>
23	建築物等の概要図	
24	その他必要な書類	<p>1 造成する森林又は緑地の造成方法（植栽樹種、植栽本数等）を記載した図書。</p> <p>2 一時的利用の場合には、利用後の原状回復方法を記載した図書。</p> <p>3 開発行為に係る事業の全体計画の概要及び期別計画の概要を記載した資料。</p> <p>4 その他参考となるべき資料。</p>

3 その他留意すべき事項

(1) 排水施設計算表

洪水量は……………ラショナル式（合理式）によること。

流速は……………マニング式によること。

(2) 複数法令が適用される場合には、その根拠資料及び対比表を添付すること。

4 提出部数

開発行為に係る森林の土地の面積が10ヘクタール以上等で知事へ進達する必要があるものは2部提出、その他の場合は1部とする。

5 提出先

林地開発許可申請書は、開発行為をしようとする森林の所在する市町村を管轄する県民局（各地域森林課）に提出するものとする。

ただし、開発行為に係る森林が2以上の県民局の管轄区域にわたるときは、知事が別に指定する県民局に提出するものとする。

なお、新見市内で開発行為をしようとする場合は、新見市役所に提出するものとする。

6 届出等

書類の名称	作成上の留意事項
工事着手届等 (様式第13-1号)	工事着手、着手時期変更、完了、完了時期変更、中止、再開の各届出 1 工程表(様式第6号)を添付すること。(工事完了届は除く) 2 工事完了届には、完了写真、出来形書類及び検査状況報告書(様式第17号)等を添付すること。 3 中止する場合は、中止する期間に必要な防災措置の計画及びその施工期限を記載した防災施設計画書を添付すること。
開発者氏名等変更届 (様式第13-2号)	開発者の氏名、名称、住所の各変更届 次の資料を添付すること。 (1) 登記事項証明書等(法人の場合) (2) 住民票等(個人の場合)
工事廃止届 (様式第14号)	次の資料を添付すること。 (1) 防災施設計画書 (2) 森林及び土地について、権利を有する者の廃止に関する同意書(写) (3) 放流先の水路等の管理者の廃止に関する同意書(写)
災害発生届 (様式第15号)	1 災害発生時の概況がわかる写真を添付すること。 2 復旧計画は、工事内容や期間を記載し、工事内容が分かる図面等を添付すること。
地位承継届 (様式第16号)	次の資料を添付すること。 (1) 承継の原因を証する書類 (2) 地位承継者に係る身分を証する書類(申請書類編さん順序6に記載する書類) (3) 地位承継者に係る開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類(申請書類編さん順序4に記載する書類) (4) 地位承継者に係る防災施設を講ずるために必要な能力があることを証する書類(申請書類編さん順序7に関する書類)【防災施設未施行の場合】 (5) 土地等に権利を有する者の地位承継に関する同意書の写し
検査状況報告書 (様式第17号)	1 検査実施状況の写真を添付すること。 2 主要施設の配置図及び構造図を添付すること
林地開発行為の変更協議について (様式第18号)	1 変更内容が開発面積、防災施設等の種別及び数量変更の場合は、工種別変更対照表を添付すること。 2 変更の理由は、別紙等で詳細に記載すること。 3 変更に係る関係図は、原計画と変更計画が判明するよう表示すること。

書類の名称	作成上の留意事項
変更許可申請書 (様式第19号)	<ol style="list-style-type: none"> 1 許可申請書に準じて必要書類を添付すること。(変更に係るものに限る。変更前：朱書、変更後：黒書の二段書きとする。) 2 変更内容が開発面積、防災施設等の種別及び数量変更の場合は、工種別変更対照表を添付すること。 3 変更に係る関係図は、原計画と変更計画が判明するよう表示すること。
林地開発行為変更届出書 (様式第20号)	<ol style="list-style-type: none"> 1 変更内容が開発面積、防災施設等の種別及び数量変更の場合は、工種別変更対照表を添付すること。 2 変更の理由は、別紙等で詳細に記載すること。 3 変更に係る関係図は、原計画と変更計画が判明するよう表示すること。
林地開発許可標識 (様式第21号)	工事期間中、工事現場の見やすい場所に掲示しておくこと。

7 開発許可を要しない開発行為の調整関係

順序	書類の名称	作成上の留意事項
1	事業計画書 (様式第22号)	<ol style="list-style-type: none"> 1 面積は、haを単位として、小数第5位切捨第4位まで記載すること。 2 林地の開発区域面積 開発区域内の地域森林計画対象森林の面積 3 林地の開発面積 実際に土地の形質の変更を行う森林の実測面積
2	概要説明書 (様式第23号)	
3	開発行為に係る森林の地番明細書 (様式第24号)	地目は、土地登記簿の地目を記載すること。 (地目が、田・畑等であっても現況が立木地であれば森林法上は森林として取扱っている場合がある。)
4	位置図	事業区域及び林地開発区域を明示した縮尺5万分の1以上の地形図
5	区域図	開発行為をしようとする森林について、開発区域、残置又は造成区域及び防災施設を記載した縮尺5千分の1以上の地形図
6	事業計画平面図	事業の全体計画、周辺施設及び防災施設を記載した図面
7	その他必要な図書	防災施設構造図、切盛断面図、その他参考となる図書
8	工事完了届 (様式第25号)	<p>次の資料を添付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 検査状況及び検査内容が確認できる書類 (2) 開発行為に係る森林の地番明細書 (3) 位置図(事業区域及び林地開発区域を明示した縮尺5万分の1以上の地形図) (4) 区域図(事業区域、残置又は造成区域及び防災施設を明示した縮尺5千分の1以上の地形図) (5) 成果図等

岡山県林地開発許可に係る周辺住民への説明手続について

- 1 林地開発許可に関する規則(以下、「規則」という。)の第2条で規定する周辺住民への理解を深めるための措置等について、必要な事項や手続きを定めるものとする。
- 2 規則第2条で規定する周辺住民とは、開発行為の事業区域に存する地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体(以下、「周辺自治会」という。)及び周辺自治会が所管する区域内に居住し、開発行為により生活環境に影響が生じるおそれがある者をいう。
- 3 申請者は、開発許可の申請前に、開発行為の時期や内容等(4において「事業計画」という)を、周辺住民に対して説明するものとする。
- 4 事業計画の説明にあたっては、開発行為の計画内容を記載した書類及び図面(位置図、現況図、土地利用計画平面図、防災関係図等)を配布し、具体的かつ平易に説明するものとする。
- 5 申請者は、周辺住民に対する周知の方法、実施の日時と場所、説明を受けた人数、説明の主な内容、説明を受けた者からの主な意見、意見に対する開発者の考え方等を記載した周辺住民への説明実施状況報告書(様式第5-1号)を許可申請書に添付するものとする。
- 6 申請者は、周辺住民への説明に際して、必要がある場合には、市町村長から助言を受けるものとする。

岡山県林地開発工事仕様書

(適用範囲及び設計施工)

- 1 森林法に基づく林地開発許可制度により計画される防災施設等の適正かつ安全を期するため、その設計並びに施工は「岡山県林地開発許可に関する規則」の開発行為の技術基準及び本仕様書によるものとする。

なお、この仕様書に定めのないものについては、岡山県土木工事共通仕様書、農業土木専門工事共通仕様書及び森林土木専門工事共通仕様書によるものとする。

(特記仕様書)

- 2 重要工作物の主要材料及び施工方法について、仕様書に定めのない場合、現地に応じた特記仕様書を事業主体において作成し、申請書に添付するものとする。

(施 工)

- 3 工事は、申請書及び添付図書の内容に従って行わなければならない。

(防 災)

- 4 防災工事を優先施工し、切土、盛土及び捨土は、下流に対する安全を確認したうえで行わなければならない。

(許可標識の設置)

- 5 工事の期間中において、開発区域の見やすい場所に林地開発許可標識（様式第21号）を設置しておかななければならない。

林地開発許可後の留意事項

1 次の各事項に留意して適切な開発を行ってください。

- (1) 許可の条件にしたがって施行してください。
- (2) 申請書及び申請書の添付図書にしたがって施行してください。
- (3) 関係職員が、開発行為の施行状況調査を行うときは、これに応じてください。
- (4) 開発行為に着手したときは、1週間以内に届け出てください。
着手届には工程表を添付してください。
開発行為の期間が1年を超える場合は、毎年6月末及び12月末現在の施行状況を報告してください。
- (5) 開発行為の計画を変更するときは、その部分について工事を中止し、速やかに申し出てください。
- (6) 開発行為の着手又は完了の時期を変更しようとするときは速やかに届け出てください。
- (7) 防災工事を優先施行し、切土、盛土又は捨土は、下流に対する安全を確認した上で行ってください。
- (8) 工事が完了したときは、速やかに完了届を提出してください。
- (9) 工事を2週間以上中止するとき、又はこれを再開するときは、1週間前までに届け出てください。
- (10) 工事を廃止するときは、廃止する日の1週間前までに届け出るほか、県民局の指示に従い防災措置を講じてください。
- (11) 工事中に災害が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、災害発生後1週間以内に届け出てください。
- (12) 事業を譲渡、又は相続、もしくは開発事業者の法人が合併等により、事業の地位を承継した場合は、速やかに届け出てください。
- (13) 許可を受けたときは、林地開発許可標識を現場の見やすい場所に掲示してください。
- (14) 工作物等が埋め戻しにより外部から明視できなくなる箇所については、工事の工程に応じて寸法・形状・位置等が分かるように写真等の資料を作成してください。

2 完了確認調査及び中間確認調査

- (1) 開発行為が完了し、工事完了届が提出されたときは、完了確認調査を実施し、許可処分の内容にしたがって施行し、許可条件に適合しているかを確認します。
- (2) 工事の施工中途において必要と認めるときは、随時中間確認調査を行います。
- (3) 調査の結果、修補の必要があると認めるときは、修補を要する箇所・方法・期間を明示して通知します。
- (4) 修補工事が完了したときは、速やかに届け出てください。

様式

様式 1	林地開発許可申請書	36
様式 2-1	開発しようとする森林の地番明細書	37
様式 2-2	開発しようとする森林以外の地番明細書	38
様式 3	計画書(書式例)	39
様式 4	資金計画書(書式例)	43
様式 5	開発に関係のある権利者の同意書(書式例)	45
様式 5-1	周辺住民への説明実施状況報告書	46
様式 6	工程表	47
様式 7	他法令との関係	48
様式 7-1	再生可能エネルギー(FIT設備認定)に係る報告書	49
様式 8	残置森林、造成森林及び主要防災施設の維持管理計画書(書式例)	50
様式 9	境界確認書(林地開発許可申請用)	51
様式 10	排水施設計算表	52
様式 11	流出土砂貯留施設計画計算表	53
様式 12	林地開発許可申請に対する意見書(書式例)	54
様式 13-1	工事(着手・着手時期変更・完了・完了時期変更・中止・再開)届	55
様式 13-2	開発者氏名等変更届	56
様式 14	工事廃止届	57
様式 15	災害発生届	58
様式 16	地位承継届	59
様式 17	検査状況報告書	60
様式 18	開発行為変更協議	64
様式 19	開発行為変更許可申請書	65
様式 20	林地開発行為変更届出書	66
様式 21	林地開発許可標識	67
様式 22	事業計画書	68
様式 23	概要説明書	69
様式 24	開発行為に係る森林の地番明細書	72
様式 25	工事完了届	73

林地開発許可申請書

年 月 日

岡山県知事 殿
(又は県民局長)

住 所
申請者氏名 { 法人にあつては、名
称及び代表者氏名 }

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林 の 所 在 場 所	市 町 大字 字 番地外 筆 郡 村
開発行為に係る森林 の 土 地 の 面 積	
開発行為の目的	
開発行為の着手 予 定 年 月 日	
開発行為の完了 予 定 年 月 日	
開発行為の施行体制	
備 考	

注意事項

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として、小数第5位切捨第4位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

開発しようとする森林の地番明細書

森林の所在場所			全面積		開発行為に係る 実測面積	開発に係る森林の内 造成する森林面積		残置する 森林面積	森林所有者等の 氏名又は名称	権利の 取得状況	
県	市 郡	町 村	大字	字		地番	地目				台帳 又は 見込
							ha	ha	ha	ha	

(注) 1. 地目は土地登記簿の地目を記載すること。
 2. 開発行為に係る実測面積、残置する森林面積及び造成森林、緑地（宅地造成に限り記載する）の実測面積は、地番毎に記載すること。また、小数第5位切捨第4位まで記載すること。
 3. 森林所有者等の氏名及び名称欄は、所有権及び抵当権、地上権等の権利の種類並びに各権利者の氏名又は名称を記載すること。
 4. 権利の取得状況欄は、使用承諾、賃借契約、売買契約、売借契約等の土地等を使用する権利の種類を記述し、その取得を証する書類の写しを添付すること。

開発しようとする森林以外の土地の地番明細書

土地の所在場所			全面積		開発行為に係る土地の内、造成する面積	残置する森林面積 (地域森林計画対象林外)	土地所有者等の氏名又は名称	権利の取得状況											
市	町	大字	字	地番					地目	台帳	実測又は見込								
県	郡	村																	
										ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(注) 1. 地目は土地登記簿の地目を記載すること。
 2. 地番毎に記入すること。また、面積は、小数第5位切捨第4位まで記載すること。
 3. 権利の取得状況欄は、使用承諾、貸借契約、売買契約等の土地等を使用する権利の種類と取得年月日を記述すること。

計 画 書 (書式例)

開発行為に係る 森林の所在場所					
事業者 住所 氏名					
工事施工者 住所 氏名					
開発行為の目的					
開発行為に係る 事業又は施設の名称					
地 目 別 開 発 区 域 面 積	地 目	開発行為をし ようとする事 業区域面積	開 発 行 為 に 係 る 事 業 区 域 面 積	開 発 行 為 を し よ う と す る 森 林 面 積	開 発 行 為 に 係 る 森 林 面 積
	山 林	ha	ha	ha	ha
	原 野				
	保 安 林				
	田				
	畑				
	そ の 他				
	計				
開発行為に係る土地 の権利の取得状況 及び隣接地との境界 確認状況					

土 地 利 用 計 画	利 用 区 分	開 発 行 為 を し よ う と す る 事 業 区 域		開 発 行 為 を し よ う と す る 森 林	
		面 積 (ha)	割 合 (%)	面 積 (ha)	割 合 (%)
地形・地質 及び気候		地 形	標 高 m ~ m	傾 斜 度	度 ~ 度
		地 質 気 象	基 岩 年 間 降 水 量	土 壤 mm	
林 況		樹 種	林 齢	面 積	
	天 然 林 人 工 林 無 立 木 地 そ の 他 計				
開 発 行 為 の 内 容	全 体 計 画				
	期 別 計 画				
	工 期	第 1 期 年 月 日 年 月 日	第 2 期 年 月 日 年 月 日	第 3 期 年 月 日 年 月 日	第 4 期 年 月 日 年 月 日

防 災 工 事 の 設 計 方 針					
切土・盛土 捨土関係	総切土量	m ³	最大切土高	m	切土法面勾配
			最大切土厚	m	
	総盛土量	m ³	最大盛土高	m	盛土法面勾配
	捨土量	m ³	最大盛土厚	m	
	搬入土量	m ³	捨土処理の方法		
(※搬入する土砂等について、盛土として適正な土質、形状である旨を記載すること。)					
防災施設の内容	工 種	規 模 ・ 構 造		数 量	備 考

<p>残置森林の規模 と数量（開発区 域内の森林状況</p>	<p>残置森林総面積 ha 内16年生以上の残置森林面積 ha 造成森林面積 ha 森林区域外の植栽 ha 植栽及び緑化の方法 樹種 樹高 ha当りの本数 本/ha</p> <p>残置森林率 % %</p>
<p>その他特に 配慮した事項</p>	
<p>残置森林及び 造成する森林等 の維持管理方法</p>	
<p>一時利用地の 利用後の現状 回復方法</p>	
<p>開発行為完了 後の防災施設 の維持管理方法</p>	
<p>周辺地域における 住宅・道路・公園 その他施設等の 状況</p>	
<p>当該森林の水源 かん養機能に直 接依存する地域 の水需給の状況</p>	<p>飲料水利用住宅数 戸 水資源依存農地 ha 漁業関係に関する影響</p>
<p>周辺地域への 影響及び住民 生活への配慮等</p>	<p>森林施業上での影響 地域住民の意見等</p>

資金計画(書式例)

1. 収支計画

(単位 千円)

	科 目	金 額	備 考
収 入	処 分 収 入		千円/m ²
	処 分 収 入		
	補 助 負 担 金		
	自 己 負 担 金		
	借 入 金		
	計		
支 出	用 地 費		千円/m ²
	工 事 費		千円/m ²
	整 地 工 事 費		
	道 路 工 事 費		
	排 水 施 設 工 事 費		
	給 水 施 設 工 事 費		
	公 園 施 設 工 事 費		
	付 帯 工 事 費		千円/m ²
	事 務 費		
	借 入 金 利 息		
	計		

2. 年度別資金計画

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	年度	年度
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
支 出	事業費						
	用地費						
	工事費						
	付帯工事費						
	事務費						
	借入金利息						
	借入償還金						
	計						
収 入	自己資金						
	借入金						
	処分収入						
	処分収入						
	補助負担金						
	計						
借入金借入先							

注) 再生可能エネルギーに係る開発の場合は、事業終了時の設備撤去及び処分費用について計上すること。

開発に関係のある権利者の同意書（書式例）

年 月 日

開発者 住 所

氏名または名称 殿

権利者 住 所

氏名または名称 印

（電話 ）」

私が権利を有する下記の物件について、あなたが開発行為または開発行為に関する工事を施行することに同意します。

なお、開発目的を変更する場合には、あらかじめ協議し、再度同意を求めてください。

記

開発目的 _____

物 件 の 種 類	所 在 地 番	地 目	面 積 (㎡)	権 利 の 種 別	摘 要

- (注) 1 物件の種類欄は、土地、建物、工作物等の種別を記入してください。
 2 権利の種別欄は、所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権、先取特権、抵当権等の別を記入して下さい。
 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

周辺住民への説明実施状況報告書

年 月 日

岡山県知事 殿
(又は県民局長)

住 所

申請者氏名 [法人にあつては、名
称及び代表者氏名]

岡山県林地開発許可に関する規則第2条に基づき実施した周辺自治会等への説明の概要について、次のとおり報告します。

記

林地開発行為の目的	
林地開発行為をしようとする区域	
周辺自治会の名称等	
説明会等の開催に係る周知方法	
説明を行った日時及び場所	
説明を受けた人数	
説明の主な内容	
説明を受けた者からの主な意見	
説明を受けた者からの主な意見に対する事業者の考え方	

- 備考 1 説明に際して配布した書類及び図面を添付すること。
- 2 個別訪問の場合は、周辺自治会の名称等の欄は、地域の名称を記載する。また、説明会等の開催に係る周知方法の欄は、個別訪問の周知方法を記載する。

工 程 表

年度 月	年度		年度		年度		備 考				
	1 種	2 種	1 種	2 種	1 種	2 種					
1 1	2 2	3 3	4 4	5 5	6 6	7 7	8 8	9 9	10 10	11 11	12 12

他法令との関係

番号	法令名	協議機関	手続きの状況	年月日

再生可能エネルギー（FIT設備認定）に係る報告書

年 月 日

岡山県知事 殿
 (又は〇〇県民局長)

事業者 住所
 氏名

次のとおり、再生可能エネルギーに係る報告書を提出します。

①設置者氏名 (企業名及び代表者)	
②設備ID	
③設備の所在地	
④発電出力	MW (又はkW)
⑤事業計画認定日	平成 年 月 日
⑥接続契約締結日	平成 年 月 日
⑦接続契約締結先	
⑧買取価格	円/kWh (税抜き)
⑨計画的な撤去及び処分 費用の確保について	
⑩事業終了後の撤去・処 分の実施について	

注1) 上記①～⑧に記載した内容が確認できる書類を添付すること。

注2) 事業計画地から接続先までの送電ルートが分かる図を添付すること。

注3) 事業計画認定日欄には、平成29年9月30日までに、事業計画書を再提出した場合
 (みなし認定) はその提出日、新規認定の場合は事業計画書が認定された日を記入
 すること。

注4) ⑨～⑩については、その内容を具体的に記載すること。

残置森林、造成森林及び主要防災施設の維持管理計画書（書式例）

年 月 日

岡山県知事
（又は〇〇県民局長） 殿

住所
氏名（名称） 印

次の残置森林、造成森林及び主要防災施設については、下記のとおり維持管理します。

1. 開発行為に係る森林の所在場所

市	町	大字	字	番地外	筆
郡	村				
2. 残置及び造成森林の区域及び面積
別図（区域図及び利用計画図）のとおり m²
3. 開発行為をしようとする森林の区域及び面積
別図（区域図及び利用計画図）のとおり m²
4. 主要な防災施設の種類及び数量
別紙（防災施設計画書）の内主要な施設

種 別	数 量

記

（残置森林等の保存）

1. 残置及び造成森林は、他の目的には一切転用しない。
（市町村森林整備計画等の遵守）
2. 残置及び造成森林が市町村森林整備計画等の対象となる場合は、その計画に即した施業を行う。
（造林の実施）
3. 残置森林等のうち補植又は改植を必要とする箇所には、森林計画に定める造林すべき樹種のうち現地に適合した樹種を適期に植栽する。
（保育の実施）
4. 下刈・つる切・除伐・間伐及び施肥を必要とする箇所については、適切な保育作業を行う。
（立木の伐採）
5. 残置及び造成森林の立木を伐採する場合は、森林法施行規則に定める代採届出書を提出して、市町村森林整備計画及び地域森林計画に適合する旨の通知を受けた後行う。
（維持管理計画図）
6. 残置及び造成森林の区域に変更を生じた場合は、開発行為完了時に変更後の残置及び造成森林の区域を示す図面を提出する。
（主要防災施設の管理）
7. 防災施設の内主要なものについては、事業完了後もその機能が適正に発揮されるよう適切に維持管理する。

注1 維持管理計画図（残置及び造成森林の区域を示す図面）の縮尺は1／5，000程度とすること。

注2 申請者が土地所有者等である場合は、押印を省略することができる。

注3 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

境界確認書（林地開発許可申請用）

年 月 日

[土地の表示]

所在
地番
地目
地積

[所有者]

住所
氏名

印

上記土地の調査、測量に隣地所有者（又は利害関係人）として立会をしたが、当該土地に隣接する私の所有地（又は利害関係地）との境界については、別紙図面に図示されたとおりの相違ないことを確認いたします。

記

隣地(又は利害関係地)の表示	立会者の住所氏名	押印	立会年月日

- 注 1 立会者の氏名は、立会者の自署によること。
 2 本紙と別紙図面を合綴した上で、契印すること。
 3 所有者以外の者が立会をした場合は、所有者による立会者への委任状を添付すること。

排水施設計算表

水路番号	雨水流出量					種類	排水施設流量						安全率 (%)	備考								
	集水面積 (ha)	追加面積 (ha)	集水区の利用区分				断面積 (m ²)	潤辺 (m)	径深 (m)	粗度係数 (n)	勾配 (%)	流速 (m/sec)			許容流量 (m ³ /sec)							
			林地 (ha)	草地 (ha)	耕地 (ha)											裸地 (ha)	雨量強度 (mm/hr)	流出係数	雨量流出量 (m ³ /sec)			
																				幅 (mm)	高さ (mm)	管径 (mm)

(注)備考欄には、集水区の番号等を記載し、欄外には、本計算表に使用したその他必要な設計条件等を記載すること。

林地開発許可申請に対する意見書（書式例）

年 月 日

岡山県知事 殿
（又は県民局長）

市町村長 印

[申請者] 住 所

氏名または名称

[開発行為の目的]

上記の者による林地開発許可申請に関する意見は次のとおりです。

記

事 項	意 見	担当課
市町村振興計画 に関する こと	土地利用計画との関連 (土地利用の見地から開発に適する地域かどうかなどを記載すること。)	
	開発構想との関連 (市町村振興計画等との関連の有無及び農林業投資受益地等の有無、公共施設整備計画との関連の有無等)	
	開発が及ぼす効果に関する こと (関連する公共・公益施設の設備状況・就労人口見込み等)	
	そ の 他	
他法令による 許認可 事項 につ いて	保安林指定区域	
	砂防指定区域	
	河川保全区域	
	宅地造成規制区域	
	農地、山林、文化財な どの状況について	
開発区域及び 周辺の 状況に 関する もの	区域内の地形及び地質	
	接 続 道 路	
	流 末	
	消 防 水 利	
	上 水 道	
	下 水 道	
	周辺の自然環境	
	周辺の文化財	
	地域住民の意向	
	そ の 他	
総 合 的 意 見		

着手・着手時期変更・完了
 工事 届
 完了時期変更・中止・再開

年 月 日

岡山県知事 殿
 (又は県民局長)

届出者 住 所
 氏名または名称
 (電話)

さきに許可された林地開発行為の(着手・着手時期変更・完了・完了時期変更・中止・再開)について、下記のとおり届け出ます。

記

1 開発許可の年月日・番号	年 月 日 岡山県指令 第 号
2 開発行為に係る森林の所在場所	市 町 大字 字 番地外 筆 郡 村
3 開発行為に係る森林の土地の面積	h a
4 開発行為の目的	
5 届出の内容	着 手 着手時期変更 完 了 年 月 日 完了時期変更 中 止 再 開
6 着手時期及び完了時期を変更し、または工事を中止・再開する場合はその理由	
7 添付書類	①工程表を添付すること(工事完了届は除く)。 ②工事完了届には、検査状況報告書等を添付すること。 ③中止する場合は、中止する期間に必要な防災措置の計画及びその施工期限を記載した計画書を添付すること。

(注) 本文および5欄の届出の該当するものを○で囲み、年月日を記載してください。なお、中止の場合は中止期間を記載し、変更の場合は変更前及び変更後の年月日を記載してください。

開発者氏名等変更届

年 月 日

岡山県知事 殿
(又は県民局長)

届出者 住 所
氏名または名称
(電話)

さきに許可された林地開発行為の開発者について、下記のとおり変更したので、岡山県林地開発許可に関する規則第 8 条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 開発許可の年月日・番号	年 月 日 岡山県指令 第 号
2 開発行為に係る森林の 所 在 場 所	市 町 大字 字 番地外 筆 郡 村
3 開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	h a
4 開 発 行 為 の 目 的	
5 変 更 届 の 内 容	氏名 (変更前) 名称 (変更後) 住所
6 添 付 書 類	①法人の場合、登記事項証明書等 ②個人の場合、住民票等

(注) 5 欄の該当するものを○で囲んでください。

工 事 廃 止 届

年 月 日

岡山県知事 殿
(又は県民局長)

届出者 住 所
氏名または名称
(電話)

さきに許可された林地開発行為に関する工事を下記のとおり廃止したいので届け出ます。

記

1 開発許可の年月日・番号	年 月 日 岡山県指令 第 号
2 開発行為に係る森林の 所在場所	市 町 大字 字 地番外 筆 郡 村
3 開発行為に係る森林の 土地の面積	h a
4 開発行為の目的	
5 工事廃止予定年月日	年 月 日
6 廃止の理由	
7 廃止時の土地の状況と 廃止に伴う今後の措置	
8 添付書類	①防災施設計画書 ②森林及び土地について、権利を有する者の廃止に関する同意書(写) ③放流先の水路等管理者の同意書(写)

災 害 発 生 届

年 月 日

岡 山 県 知 事 殿
(又は県民局長)

届出者 住 所
氏名または名称
(電話)

さきに許可された林地開発行為について災害が発生したので届け出ます。

記

1 開発許可の年月日・番号	年 月 日 岡山県指令 第 号
2 開発行為に係る森林の 所 在 場 所	市 町 郡 村 大字 字 番地外 筆
3 開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	h a
4 開 発 行 為 の 目 的	
5 災 害 発 生 年 月 日	年 月 日
6 災 害 の 種 類 及 び 規 模	
7 災 害 の 応 急 措 置	
8 復 旧 計 画	

地 位 承 継 届

年 月 日

岡山県知事 殿
(又は県民局長)

届出者(承継者)
住 所
氏名または名称
(電話)

さきに許可された林地開発行為の地位を下記のとおり承継したので届け出ます。

記

1 開発許可の年月日・番号	年 月 日 岡山県指令 第 号
2 開発行為に係る森林の 所在場所	市 町 大字 字 地番外 筆 郡 村
3 開発行為に係る森林の 土地の面積	h a
4 開発行為の目的	
5 承継年月日	
6 承継の原因	
7 被承継人(従前の権利者) の住所・氏名または名称	
8 添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 承継の原因を証する書類 ② 地位承継者に係る身分を証する書類(申請書類編さん順序6に記載する書類) ③ 地位承継者に係る開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類(申請書類編さん順序4に記載する書類) ④ 地位承継者に係る防災施設を講ずるために必要な能力があることを証する書類(申請書類編さん順序8に記載する書類) 【防災施設未施行の場合】 ⑤ 土地等に権利を有する者の地位承継に関する同意書の写し

検 査 状 況 報 告 書

年 月 日

岡山県知事 殿
(又は県民局長)

住 所

事業主体氏名

完成検査の状況は、下記のとおりでありました。

記

開 発 場 所		
開 発 目 的		
区 域 面 積		
工事施行者氏名		
工 期	年 月 日 から 年 月 日	
検査者所属氏名		
切 土	法 勾 配	
	小 段	
	排 水 施 設	
	法 面 保 護	
盛 土	地 拵	
	法 勾 配	
	小 段	
	排 水 施 設	
法 面 保 護		

盛土	土 質		
	転 圧		
明渠	断面の大きさ		
	勾 配		
	地 拵 え		
	継 目		
	集 水 枳		
	流 末 処 理		
暗渠	深 さ (径)		
	材 料	規 格	
		量	
	布 設 状 況		
	フ ィ ル タ ー		
	排 水 施 設		
	流 末 処 理		
コンクリート擁壁	床 掘		
	断 面 形 状		
	裏込礫	規 格	
		量	
		詰 込	
	水 抜		
	コンクリート強度		
	〃 締固め		
	〃 打 継		
	伸 縮 継 目		
ブロック規格		控 長	重 量
胴込コンクリート	量		
	充 填		

ブロックハ石積 V擁壁	裏込礫	規 格	
		量	
		詰 込	
	水	抜	
	床	掘	
	断 面 形 状		
	積 み 方		
鉄 線 籠 工	籠 規 格		
	詰 石		
	地 拵		
	断 面 形 状		
コ ン ク リ ー ト ダ ム	床	基礎地盤	
		掘	両岸突込み
	堤体断面形状		
	放水路規格		
	水 叩 部		
	流 末 処 理		
	コンク リート	強 度	
		打 継	
		締固め	
	有効貯砂(水)量		
	洪水調節量		
埋 戻 し			
フ イ ル ダ ム	床	基礎地盤	
		掘	両岸突込み
	放水路規格		
	水 叩 部		

フ	堤体 断面 形状	天 端 厚	
		水 表 法	
		水 裏 法	
イ ル ダ ム	流 末 処 理		
	心 鋼 土	材 料	
		転 圧	
		遮 水 性	
		断面形状	
	盛 土	材 料	
		転 圧	
		法面保護	
有効貯砂(水)量			
洪水調節量			
沈 砂 池	構 造		
	容 量		
	安 全 性		
緑 化 工	地 拵		
	草・木、種子		
	発 芽 状 況		
	安 全 性		
仮 設 工 の 処 理	鉄線籠工		
	柵 工		
	沈 砂 池		
残 土 処 理 状 況			

添 付 書 類

- 1 主要施設の配置図及び構造図
- 2 仕様書
- 3 工事完成図
- 4 工事完了写真
- 5 工事施工状況写真
- 6 その他必要と認めるもの

年 月 日

岡山県知事 殿
(又は県民局長)

住 所
申請者氏名

林地開発行為の変更協議について

年 月 日付け岡山県指令 第 号により許可された 市 大字 町村

地内の 工事について、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて協議します。

記

1 変更の内容

種 別	申 請	変 更 計 画	備 考

2 変更の理由

- (注) 1 変更内容が開発面積、防災施設等の種別及び数量変更の場合は、工種別変更対照表を添付すること。
 2 変更の理由は、別紙等で詳細に記載すること。
 3 変更に係る関係図は、原計画と変更計画が判明するように表示すること。

開 発 行 為 変 更 許 可 申 請 書

<p>森林法第10条の2の開発行為の変更の許可を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>岡山県知事 (又は〇〇県民局長) 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏名または名称 (電話)</p>	
<p>1 当 初 許可年月日・番号</p>	<p>年 月 日 岡山県指令 第 号</p>
<p>2 開発行為に係る森林 の所在場所及び面積</p>	<p>市 町 大字 字 番地外 筆 郡 村 ha</p>
<p>3 変 更 の 内 容</p>	
<p>4 変 更 の 理 由</p>	

(注) 許可申請書に準じて必要書類を添付すること。

林地開発行為変更届出書

年 月 日

岡山県知事 殿
(又は県民局長)

届出者 住 所
氏名または名称
(電話)

年 月 日付け岡山県指令 第 号により許可された 市 大字
町村
地内の 工事について、下記のとおり変更したいので、関係
書類を添えて届出ます。

記

1 変更の内容

種 別	申 請	変 更 計 画	備 考

2 変更の理由

- (注) 1 変更内容が開発面積、防災施設等の種別及び数量変更の場合は、工種別変更対照表を添付すること。
2 変更の理由は、別紙等で詳細に記載すること。
3 変更に係る関係図は、原計画と変更計画が判明するように表示すること。

100センチメートル以上	
林 地 開 発 許 可 標 識	
許可年月日及び番号	年 月 日 岡山県指令 第 号
開発行為の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
開発行為の目的	
事業主 住所 氏名	
工事施工者 住所 氏名	
現場管理者 住所 氏名	
開発行為区域の略図 (注) 現在位置・周辺の道路等を含めた略図とする。	

70センチメートル以上

事業計画書

- | | | | | | | |
|----|-----------|---|---|----|-----|---|
| 1 | 林地開発区域 | 郡 | 町 | 大字 | 番地外 | 筆 |
| 2 | 開発の目的 | 市 | 村 | | | |
| 3 | 事業名 | | | | | |
| 4 | 事業主体 | | | | | |
| 5 | 施工者 | | | | | |
| 6 | 予定工期 | | | | | |
| 7 | 事業内容 | | | | | |
| 8 | 全開発区域面積 | | | | | |
| 9 | 林地の開発区域面積 | | | | | |
| 10 | 林地の開発面積 | | | | | |

上記のとおり林地開発を計画しましたので、関係書類を添えて提出します。

年 月 日

県 民 局 長 殿

事業主体

概 要 説 明 書

大別	事 項	内 容
一 般 的 事 項	1 区域内の森林の概況	地質 土質 傾斜 樹種 林令
	2 周辺地域の住宅、農地、道路等の状況	
	3 森林開発に対する地元関係者の意見	
	4 完成後の施設の維持管理者	
災 害 防 止	1 切 取 総 量 最 大 直 高 法 勾 配 擁 壁 法 面 保 護	 m ³ m 硬岩 軟岩 土砂 箇所数 延長 高 ～ m 工種別数量
	2 盛 土 総 量 最 大 法 長 法 勾 配 擁 壁 法 面 保 護	 m ³ m 箇所数 延長 高 ～ m 工種別数量

大別	事 項	内 容
災 害 防 止	3 捨 土 量及び捨土場所 法 勾 配 法 面 保 護 擁 壁 等	m^3 工種数量 ヶ所 L = H =
	4 流出防止対策 土 砂 量 堰堤工計画基数 堰堤種類別規模 その他工種別数量	流出量 m^3 抑止計画書 m^3 基 (コンクリート 鉄線籠 基、土 基) No.1 コンクリート L = H = No.1 土 L = H = 仮設沈砂池 個 編柵工仮設 m
	5 排水施設 設 計 降 雨 強 度 種 類 別 規 模 延 長	mm
	6 洪水調節対策 調 節 池 の 計 画 数 調 節 量 配水施設の改修	個 必要量 m^3/hr 調節可能量 m^3/hr 箇所数 延長
水 の 確 保	1 水量の確保対策	
	2 汚濁防止対策	

大別	事 項	内 容
環 境 保 全	1 残置森林面積	m ²
	2 造成緑地面積	m ²
	3 完成後の維持管理者	
	4 維持管理の方法	
そ の 他		

開発行為に係る森林の地番明細書

森林の所在場所						森林所有者の氏名又は名称
郡市	町村	大字	字	地番	地目	

工 事 完 了 届

年 月 日

〇 〇 県民局長 殿

届出者 住 所
氏名または名称
(電話)

年 月 日に調整が終了した林地開発行為について、下記のとおり届け出ます。

記

1 調整終了年月日・番号	年 月 日 第 号
2 開発行為に係る森林の 所在場所	市 町 大字 字 番地外 筆 郡 村
3 開発行為に係る森林の 土地の面積	h a
4 開発行為の目的	
5 工事の完了年月日	年 月 日
6 添付書類	①検査状況及び検査内容が確認できる書類 ②開発行為に係る森林の地番明細書 ③位置図(事業区域及び林地開発区域を明示した縮尺5万分の1以上の地形図) ④区域図(事業区域、残置又は造成区域及び防災施設を明示した縮尺5千分の1以上の地形図) ⑤成果図等